

令和 8 年 6 月 9 日招集

令和 8 年

第 4 回若桜町議会定例会会議録

(令和 8 年 6 月 1 1 日)

若桜町議会事務局

令和8年第4回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和8年6月11日				
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）				
開 会	午前10時00分				
応 招 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠	
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆	
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄	
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守	
不応招議員					
出 席 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠	
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆	
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄	
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守	
欠 席 議 員					
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司	
	副 町 長	山口由企夫	政 策 統 轄 監	武田 詢	
	教育委員会次長	下石 裕美	企画政策課長	中島 毅彦	
	町 民 課 長	川戸 康之	福祉保健課長	藤原 祐二	
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹	
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛	
	農業委員会事務局長	小林 貴之			

会議の顚末
本会議（６月１１日）

議長（川上守）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は８人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１

議案第４６号 令和８年度若桜町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

日程第２

議案第４７号 令和８年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

日程第３

議案第４８号 令和８年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第１号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

日程第４

議案第４９号 令和８年度若桜町簡易水道事業会計補正予算(第１号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり
可決されました。

日程第5

議案第50号 令和8年度若桜町下水道事
業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり
可決されました。

日程第6

議案第51号 若桜町手数料徴収条例の一
部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり
可決されました。

日程第7

議案第52号 若桜町課設置条例の一部改
正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり
可決されました。

日程第8

議案第５３号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第５３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

日程第９

議案第５４号 若桜町環境審議会設置条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第５４号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

日程第１０

議案第５５号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（追加日程配布）

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第５６号から議案第６７号までの１２議案が提出されました。

これを日程に追加して、追加日程第１として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

議案第５６号から議案第６７号までを日程に追加し、追加日程第１として議題とするこ

とに決定しました。

日程第 1

議案第 5 6 号 財産の取得について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 5 6 号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

1、財産の内容、① P O S レジ設備 1 式、② ガス フ ラ イ ヤー 一 槽 式 1 台、③ 内蔵オープンショーケース 2 台。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の相手方、鳥取県八頭郡八頭町船岡 2 1 4 番地 4、株式会社オーエムジェイ 代表取締役 表陽子。4、取得金額、金 9, 3 4 4, 5 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。5、取得の目的、道の駅わかさ桜ん坊において、老朽化が進んでいる機器を更新し、食品及び物販品等を安全かつ衛生的に管理するとともに、利用者の利便性を図り、観光振興並びに地域活性化につなげる。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

日程第 2

議案第 5 7 号 鳥取市と若桜町との鳥取ク

レー射撃場の運営に関する事務の委託に関する協議について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 5 7 号 鳥取市と若桜町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する協議について、でございますが、これは、鳥取市と若桜町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の一部変更に伴い、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

日程第 3

議案第 5 8 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 5 9 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 0 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 1 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 2 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 3 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 4 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 5 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 6 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第 6 7 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第58号 若桜町農業委員会の委員の任命について、でございますが、若桜町農業委員会の委員に次の者を任命したいと思いますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所 八頭郡若桜町大字高野〇〇番地、中村友衛、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

なお、議案第59号から議案第67号の件名及び提案理由は、議案第58号と同じでございますので、以降は住所、氏名、生年月日のみのご説明とさせていただきます。

議案第59号、住所 八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地〇、氏名 山本義紀、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第60号、住所 八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地、氏名 藤原重明、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第61号、住所 八頭郡若桜町大字巻米〇〇番地、奈羅尾壽夫、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第62号、住所 八頭郡若桜町大字屋堂羅〇〇番地、伊井野孝一、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第63号、住所 八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地、田中圭子、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第64号、住所 八頭郡若桜町大字岩屋堂〇〇番地、中村潔、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第65号、住所 八頭郡若桜町大字落折〇〇番地〇〇、平家裕一、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第66号、住所 八頭郡若桜町大字香田〇〇番地、小林正樹、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。議案第67号、住所 八頭郡若桜町大字岸野〇〇番地〇、青木一憲、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時16分 休 憩

（全員協議室において詳細説明）

午前10時28分 再 開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第56号 財産の取得について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 鳥取市と若桜町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する協議について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり
可決されました。

議案第58号 若桜町農業委員会の委員の
任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第58号について、討論はありません
か。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異
議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり
同意することに決定しました。

議案第59号 若桜町農業委員会の委員の
任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第59号について、討論はありません
か。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異
議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり
同意することに決定しました。

議案第60号 若桜町農業委員会の委員の
任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第60号について、討論はありません
か。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異
議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり
同意することに決定しました。

議案第 6 1 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第 6 1 号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 1 号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第 6 2 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第 6 2 号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第 6 3 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第 6 3 号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第 6 4 号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第 6 4 号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第65号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第65号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第66号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第66号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第67号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第67号について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11

陳情第6号 衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める陳情、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める陳情を一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、森田二郎議員。

総務産業教育民生常任委員長（森田二郎）

総務産業教育民生常任委員会の審査報告を行います。若桜町議会報告第6号 総務産業教

育民生常任委員会審査報告、１、付託案件の名称、陳情第６号 衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める陳情。２、審査の経過、令和８年６月９日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、６月１０日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。３、審査の結果、当委員会に付託された陳情第６号は、不採択すべきものと決定しました。

続けます。若桜町議会報告第７号 総務産業教育民生常任委員会審査報告、１、付託案件の名称、陳情第９号 地方財政の充実・強化を求める陳情。２、審査の経過、令和８年６月９日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、６月１０日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。３、審査の結果、当委員会に付託された陳情第９号は、採択すべきものと決定しました。以上でございます。

議長（川上守）

ただいま常任委員長から報告がありました。質疑を省略し、これより討論に入ります。討論は区分して行います。

陳情第６号 衆議院議員の定数削減に反対する意見書の提出を求める陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第６号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第６号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第６号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第９号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第９号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第９号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第９号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第１２

議員提出議案第６号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

議員提出議案第６号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第１１２条及び若桜町議会会議規則第１４条の規定により提出する。令和８年６月１１日提出。提出者、若桜町議会議員 山本安雄。賛成者、若桜町議会議員 森田二郎、同じく山根典明。

若桜町議会委員会条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。附則、この条例は令和８年７月１日から施行する。以上でございます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。森田二郎議員。

議員(森田二郎)

それでは、議員提出議案について説明を行います。議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり、若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。令和8年6月11日提出。提出者、若桜町議会議員 森田二郎。賛成者、若桜町議会議員 山本安雄、同じく若桜町議会議員 山根典明。

続きまして、意見書をさせていただきます。以下は要約をさせていただきます。若桜財政の充実・強化を求める意見書。2026年度地方財政計画は、物価高や、人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源増額総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記、1、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。2、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の充実を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。3、臨時財政臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。5、地方創生推進費として確保されている1兆円については、恒久的財源として、より明確に位置づけること。6、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。7、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。8、自治体業務システムの標準化共通化については、各種会費について、国の責任において必要な財源を補填すること。自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される場合は、十分な財政支援を行うこと。9、地域の活性化にむけて、地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置づけて、一層の施策充実を図ること。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。11、自治体が実施する事業において、労務費の的確な適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき

意見書を提出する。令和８年６月１１日、鳥取県若桜町議会。提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、国土交通大臣様、デジタル大臣様、内閣府特命担当大臣（子ども政策、少子化対策、若者活躍男女共同参画調整、共助）様、以上です。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第７号は原案のとおり可決されました。

日程第１４

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第５８条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第１５

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第１２７条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第４回若桜町議会定例会を閉会いたします。

午前１０時４９分 閉 会